

「用地調査等業務費積算基準」（新旧対照表）

凡例：赤下線は、今回改正を示す

新・改正（R07.7.1）	旧・現行（R06.7.1施行）
用地調査等業務費積算基準	用地調査等業務費積算基準
平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知 ＜沿革＞平成27年4月24日用第8号改正 ＜沿革＞平成27年9月11日用第41号改正 ＜沿革＞平成28年6月17日用第29号改正 ＜沿革＞平成29年5月1日用第3号改正 ＜沿革＞平成29年6月23日用第13号改正 ＜沿革＞平成30年6月29日用第1199号改正 ＜沿革＞令和元年6月28日用第1225号改正 ＜沿革＞令和2年6月30日用第1183号改正 ＜沿革＞令和3年6月25日用第1152号改正 ＜沿革＞令和4年6月28日用第1193号改正 ＜沿革＞令和5年6月30日用第1166号改正 ＜沿革＞令和6年3月28日用第1626号改正 ＜沿革＞令和6年6月25日用第1140号改正 ＜沿革＞令和7年6月25日用第1106号改正	平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知 ＜沿革＞平成27年4月24日用第8号改正 ＜沿革＞平成27年9月11日用第41号改正 ＜沿革＞平成28年6月17日用第29号改正 ＜沿革＞平成29年5月1日用第3号改正 ＜沿革＞平成29年6月23日用第13号改正 ＜沿革＞平成30年6月29日用第1199号改正 ＜沿革＞令和元年6月28日用第1225号改正 ＜沿革＞令和2年6月30日用第1183号改正 ＜沿革＞令和3年6月25日用第1152号改正 ＜沿革＞令和4年6月28日用第1193号改正 ＜沿革＞令和5年6月30日用第1166号改正 ＜沿革＞令和6年3月28日用第1626号改正 ＜沿革＞令和6年6月25日用第1140号改正
第 1 章	第 1 章
第3 業務費の内容及び積算	第3 業務費の内容及び積算
1 直接原価	1 直接原価
（2）直接経費	（2）直接経費
ロ 旅費交通費	ロ 旅費交通費
ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）	ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）
1）旅費交通費の率を用いた積算（略）	1）旅費の率を用いた積算（略）
2）率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算	2）率を用いた場合の日当・宿泊料の積算
2）ー1 宿泊費	用地調査等業務については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。
宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下「旅費支給規程」という。）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。	往復旅行時間にかかる直接人件費については含まれていないため、別途計上する。
なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意	同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

すること。)

2)－2 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第14条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

3) (略)

7 設計等における数値の扱い

(2) 端数処理等等の方法

ト 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。
なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数整理(10,000円単位で切捨て)するものとする。

(略)

第 2 章

第3 土地評価

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第1章第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－1により行うものとする。

表15－1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
				調 査	
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.56人	
			技師 A	0.56人	
			技師 C	0.56人	

区 分	日 当 ・ 宿 泊 料 （ 千 円 ）
用地調査等業務	6.1X

X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く）

3) (略)

7 設計等における数値の扱い

(2) 端数処理等等の方法

ト 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として10,000円単位とする。

(略)

第 2 章

第3 土地評価

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第1章第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－1により行うものとする。

表 15－1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
				調 査	
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.54人	
			技師 A	0.54人	
			技師 C	0.54人	

4 地域区分及び標準地選定等業務

地域区分及び標準地選定等業務は、業務の対象となる地域の現地調査、用途的地域の区分検討、同一状況地域区分検討、取引事例地等検証、標準地選定条件決定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2により行うものとする。

表15－2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
地域区分 及び標準地 選定等業務	業 務	2～3 区分	主任技師	<u>0.92</u>	<u>1.76</u>	<u>2.68</u> 人	
			技師 A	<u>3.55</u>	<u>1.24</u>	<u>4.79</u> 人	
			技師 C	<u>3.55</u>	<u>4.44</u>	<u>7.99</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.39</u>	<u>0.39</u> 人	

注1～2（略）

5 標準地価格の算定業務

標準地価格の算定業務は、価格案の検討、鑑定評価との突合、公示価格規準、価格バランス検討等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－4により行うものとする。

表15－4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準値価格 の算定業務	標準地	—	主任技師	—	<u>1.32</u>	<u>1.32</u> 人	
			技師 A	—	<u>2.05</u>	<u>2.05</u> 人	
			技師 C	—	<u>2.03</u>	<u>2.03</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.15</u>	<u>0.15</u> 人	

注（略）

6 各画地の評価格算定業務

各画地評価格算定業務は、画地判定、個別的要因調査、比準算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－5によるものとする。

表15－5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価 格算定業務	100画地	—	技師 A	<u>3.28</u>	<u>12.51</u>	<u>15.79</u> 人	
			技師 C	<u>3.28</u>	<u>8.75</u>	<u>12.03</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.54</u>	<u>0.54</u> 人	

注（略）

4 地域区分及び標準地選定等業務

地域区分及び標準地選定等業務は、業務の対象となる地域の現地調査、用途的地域の区分検討、同一状況地域区分検討、取引事例地等検証、標準地選定条件決定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2により行うものとする。

表15－2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
地域区分 及び標準地 選定等業務	業 務	2～3 区分	主任技師	0.58	1.34	1.92 人	
			技師 A	4.11	0.90	5.01 人	
			技師 C	4.11	3.78	7.89 人	
			技師 D	—	0.28	0.28 人	

注1～2（略）

5 標準地価格の算定業務

標準地価格の算定業務は、価格案の検討、鑑定評価との突合、公示価格規準、価格バランス検討等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－4により行うものとする。

表15－4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準値価格 の算定業務	標準地	—	主任技師	—	1.09	1.09 人	
			技師 A	—	1.91	1.91 人	
			技師 C	—	1.87	1.87 人	
			技師 D	—	0.10	0.10 人	

注（略）

6 各画地の評価格算定業務

各画地評価格算定業務は、画地判定、個別的要因調査、比準算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－5によるものとする。

表15－5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価 格算定業務	100画地	—	技師 A	2.30	11.33	13.63 人	
			技師 C	2.30	8.54	10.84 人	
			技師 D	—	0.47	0.47 人	

注（略）

7 残地補償算定業務

残地補償算定業務は、残地状況把握、比準表の適用、補償額の算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－6により行うものとする。

表15－6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償 算定業務	100画地	—	技師 A	<u>1.55</u>	<u>7.48</u>	<u>9.03</u> 人	
			技師 C	<u>1.55</u>	<u>4.60</u>	<u>6.15</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.29</u>	<u>0.29</u> 人	

注（略）

附 則
(施行期日)

この積算基準は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成27年5月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成28年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成29年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

7 残地補償算定業務

残地補償算定業務は、残地状況把握、比準表の適用、補償額の算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－6により行うものとする。

表15－6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償 算定業務	100画地	—	技師 A	1.17	6.66	7.83 人	
			技師 C	1.17	4.08	5.25 人	
			技師 D	—	0.25	0.25 人	

注（略）

附 則
(施行期日)

この積算基準は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成27年5月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成28年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成29年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則
この用地積算基準は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則 この用地積算基準は、令和３年７月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。 附 則 この用地積算基準は、令和４年７月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。 附 則 この用地積算基準は、令和５年７月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。 附 則 この用地積算基準は、令和６年４月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。 附 則 この用地積算基準は、令和６年７月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。 <u>附 則</u> <u>この用地積算基準は、令和７年７月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</u>	附 則 この用地積算基準は、令和３年７月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。 附 則 この用地積算基準は、令和４年７月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。 附 則 この用地積算基準は、令和５年７月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。 附 則 この用地積算基準は、令和６年４月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。 <u>附 則</u> <u>この用地積算基準は、令和６年７月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</u>
---	--